

女性活躍推進のための青森県特定事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、女性職員がその個性と能力を十分に発揮できるよう、女性職員の採用・登用の推進やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組むため策定するもの

計画期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日(5年)

※女性活躍推進法は10年の時限立法。前期5年、後期5年で計画を策定。

目 標

項目	現状(H27)	目標値(H33.4.1)
女性採用比率	29.7%	40%
副参事級以上に占める女性割合	3.1%	5%

主な取組内容

I 採用

- ・県職員の魅力PR映像作成
- ・女性職員が採用説明会で女性への受験を働きかけ
- ・採用試験における女性係員・面接員等の増加

II 育成

- ・女性職員が従事する業務の拡大
- ・管理監督者としての人材育成の機会を充実(サブマネージャー等への積極的登用)

III 昇任

- ・女性職員の役付職員への積極的登用
- ・管理職員の意識改革(多様な人材を活かす人事管理を行うことを目指し、意識を変える。)

IV 両立支援

- ・フレックスタイム、テレワーク導入の検討
- ・育児休業中の職員への情報提供の検討